

福岡市自転車活用推進計画検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「福岡市自転車活用推進計画検討委員会」(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、新しい福岡市自転車活用推進計画の策定に向けて、自転車を取り巻く課題や自転車の利活用に関して、各委員から意見を聴取することを目的とする。

(委員)

第 3 条 委員は、学識経験者、交通事業者、自転車利用者等から市長が任命する。

2 委員会の委員は別表 1 のとおりとする。

3 委員会の円滑な運営を図るため、委員の互選により座長を選任する。

4 座長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(行政アドバイザー)

第 4 条 市長は、関係行政機関の意見を聴取するため、委員会に別表 2 の行政アドバイザーを置く。

(事務局)

第 5 条 委員会に事務局を置き、事務局は、道路下水道局管理部自転車課をもって充てる。

(委員会の開催)

第 6 条 市長は、委員からの意見収集を行うため、委員会を開催する。

(設置期間)

第 7 条 委員会は、その目的の完了をもって解散する。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、令和 6 年 8 月 8 日から委員会が解散するまでとする。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第 10 条 委員会は、公開とする。ただし、委員会の審議の内容が福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 38 条ただし書きの規定に該当するときは、非公開とすることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

別表 1 福岡市自転車活用推進計画検討委員会 委員

名前	所属等
伊賀上恵子	公益財団法人福岡観光コンベンション ビューロー 事務局長
佐藤 信哉	株式会社 VC ドリームス 代表取締役 (VC 福岡 監督)
榊 淳英	福岡市 PTA 協議会 副会長
松永 千晶	福岡女子大学国際文理学部 環境科学科 准教授
吉中美保子	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通・観光推進部長

別表 2 福岡市自転車活用推進計画検討委員会
行政アドバイザー

栗田耕一郎	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所 交通対策課長
古城 彰義	福岡県警察本部交通部交通規制課長
中山 隆裕	福岡県警察本部交通部交通企画課長
松岡 淳	福岡市住宅都市局都市計画部長
鷺頭 史典	福岡市市民局生活安全部長

(五十音順)